

2024年度 研究開発助成金・株式保有 応募要項

公益財団法人 三菱UFJ技術育成財団

三菱UFJ技術育成財団は、技術指向型の中小企業の育成を通じて、我が国産業の発展並びに中小企業の経営高度化に貢献することを目的として、昭和58年12月に設立、発足しました。当財団では、このような目的を達成する事業の一環として、設立以来、新技術・新製品等の研究開発に対する助成金の交付事業を行っております。新規性・独創性に富むプロジェクトのご応募をお待ちしております。

また、当財団では、研究開発助成金交付に加えて、より長期的な視野で支援する目的で株式保有事業も行っております。創業以降の成長ステージに対応する形で株主となることにより、長期的に支援してまいります。

研究開発助成金

1. 応募資格者

原則として設立後もしくは創業後または新規事業進出後5年以内の中小企業（大企業や上場企業の子会社・関連会社を除く）または個人事業者で、優れた新技術・新製品等を自ら開発し、事業化しようとする具体的計画を持っている者。

2. 助成対象プロジェクト

現在の技術から見て新規性があるプロジェクトで、以下のいずれかに該当し、原則として2年以内に事業化の可能性のあるもの（他の助成金制度との併願も可能）。

- (1) 産業経済の健全な発展と国民生活の向上に資すると認められる新技術・新製品及び関連する設備・部品・原材料等の開発に関するもの。
- (2) (1)に準ずるもの。

3. 助成金の使途

研究開発のために必要な調査研究費、設計費、設備費、試験費、試作費等です。

4. 助成金の額

次のいずれか少ない方の金額を交付いたします。

- (1) 1プロジェクトにつき300万円以内。
- (2) 研究開発対象費用の2分の1以下。

5. 助成金の交付時期

助成金は、交付決定と同時期に全額交付いたします（交付決定時前払い）。

6. 助成金を受ける者の義務

- (1) 助成金交付決定時にご誓約いただく助成金の使途に従って費消していただきます。なお、使途を変更する場合は、当財団の事前承認が必要となります。
- (2) 助成金交付後、プロジェクトが完了するまで最長5年間にわたり、進捗状況や助成金の費消状況（金額等が確認できる証拠書類を添付）等について定期的なご報告をお願いいたします。
- (3) プロジェクトが完了したときは、成果や収支実績等についてご報告をお願いいたします。
- (4) プロジェクトに重大な影響を及ぼす事実（事業の譲渡、合併・会社分割など組織再編等）が発生したときは都度ご報告をお願いいたします。
- (5) 応募時にご提出いただいた書類や、(1)～(4)に基づく報告書等に関する当財団からの照会に対し、ご回答や書類のご提出をお願いいたします。
- (6) 故意または重大な過失により応募要項に違反した場合、書類やご報告に虚偽の内容が判明した場合、助成金交付を取り消し、助成金の全部または一部の金額をご返還いただくことがあります。

7. 選考方法

専門家・学識者等で構成する当財団の審査委員会にて厳正かつ公平なる選考を行います。

8. 選考基準

プロジェクトについて次の要件を総合的に審査して選考いたします。

- (1) 新規性
- (2) 市場性
- (3) 実現可能性
- (4) 経済・社会への貢献内容 など

9.応募方法

当財団所定の申請書(当財団ホームページよりダウンロード可能です)に必要な事項を記入のうえ、下記の添付資料とともに、原則書留または簡易書留にて当財団宛にご送付ください。

〈添付資料〉(1)(2)は必須、(3)~(5)は任意

- (1)履歴事項全部証明書(申請日の1ヶ月以内発行)
- (2)直近期の決算書(作成していれば、営業報告書を含む)
- (3)会社経歴書
- (4)主要製品(商品)カタログ
- (5)プロジェクトの具体的資料
 - ① 特許関連資料
 - ② 学術論文など
 - ③ 開発製品の写真・図・ビデオなど

※申請書の当財団への持参はお断りいたします。

※ご提出いただく申請書及び添付資料等の送付部数は、1部で結構です。

※ご提出いただいた申請書及び添付資料等は返却いたしませんので、予めご了承ください。

10.応募期間

第1回:4月20日(土)~5月20日(月)(5月20日当日の消印のあるものまで有効です)

第2回:9月20日(金)~10月20日(日)(10月20日当日の消印のあるものまで有効です)

11.選考結果の通知

第1回:2024年9月頃

第2回:2025年2月頃

※「採」・「否」の結果は、申請者全員に文書にて通知します。なお、「採」・「否」の理由に関するお問い合わせには応じかねますので、予めご了承ください。

株式保有

1.応募資格者

当財団の助成金交付または債務保証を過去に受けた中小企業のうち、当財団の助成金交付または債務保証を受けた際のプロジェクトによる新技術・新製品等の開発及び事業化が実施され、成長が見込まれる企業。

2.使途

事業化・事業拡大等に伴う資金。

3.保有額

1社につき500万円以内。ただし、対象企業の議決権の2分の1を超えない金額。

4.選考方法

助成金と同様に当財団の審査委員会にて厳正かつ公平なる選考を行います。

※「採」・「否」の結果は、申請者全員に文書にて通知します。なお、「採」・「否」の理由に関するお問い合わせには応じかねますので、予めご了承ください。

5.選考基準

次の要件を総合的に審査して選考いたします。

- (1)企業内容
- (2)助成金交付または債務保証の対象プロジェクトの進捗状況
- (3)事業計画の妥当性
- (4)資金使途 など

6.応募方法

下記お問い合わせ先にご連絡ください。応募は随時受け付けます。

問い合わせ先・応募書類送付先(申請書の請求先)

〒105-0014 東京都港区芝2丁目4番3号 三菱UFJ銀行芝ビル

公益財団法人 三菱UFJ技術育成財団

電話 03-5730-0338

<https://www.mutech.or.jp>(助成金申請書のフォーマットも掲示しています)

mail:info@mutech.or.jp

